

第6期第11回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年5月20日(月) 午前9時30分から午前10時11分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(22名)

4. 欠席委員 △(4名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	佐々木諭	△
4番	小笠原正実	△	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	欠番	
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	△	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	△			

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件
- 第7 報告第5号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件
- 第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第11 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件
- 第12 議案第5号 農地移動適正化あっせんに関する件
- 第13 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生
 穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

- 事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
- 会長 【会長挨拶】
- 議長 本日の出席者は22名です。欠席は、4番・小笠原正実委員、8番・林利輝委員、20番・遠藤一三委員、23番・佐々木諭委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第11回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは議事日程に従い進めてまいります。
- 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、22番・金谷仁委員、24番・青木茂美委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、両名に決定いたしました。
- 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。
- 続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主査 【報告第1号、朗読及び説明】
- 2ページになります。
- 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計4件・14筆・71, 556㎡となっています。
- 1番は貸主である●●さんが、当該地での耕作再開を希望され解約に至ったものです。
- また、2番から4番は、これまで耕作を行ってきた●●さんが経営規模縮小をするため解約に至っています。その後の農地利用については、後の議案第1号並びに3号にて、お諮りいたします。以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。
- (質問、意見なし)
- 議長 質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。
- それでは、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主	査	<p>【報告第2号、朗読及び説明】</p> <p>5月につきましては、議案に記載のとおり、5月8日に穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定5件について審議し、適当と判定し、また、あっせんの申し出2件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定してございます。</p> <p>なお、あっせんの申し出内容については4ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。</p> <p>それでは、日程第5 報告第3号「農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	査	<p>【報告第3号、朗読及び説明】</p> <p>3月の総会でご承認いただきました、●●の●●さん及び●●さんの農地を●●〈法人〉が砂利採取のための一時転用を行う案件でございますが、議決後、北海道農業会議に意見聴取をかけていたところでございます。</p> <p>その結果でございますが、6ページ・7ページにありますとおり、許可相当である旨、回答がありましたのでご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。報告第3号について、質問意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。</p> <p>それでは、日程第6 報告第4号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	査	<p>【報告第4号、朗読及び説明】</p> <p>9ページから19ページまで申出書の写しを添付してございます。</p> <p>農地保有合理化事業の実施により所有権が農業公社に移転した農地について10ページから17ページに記載の8名は平成26年から5年経過し、19ページに記載の1名は経営移譲を今後を見越しての早期売渡として、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出がありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。</p> <p>計画の内容につきましては、議案第3号にてご説明申し上げます。以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。</p>

議 長 か。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。
それでは、日程第7 報告第5号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第5号、朗読及び説明】
農振整備計画の変更に係る件でございます。
21ページから23ページに照会内容がありますが、いずれにおいても、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更に変更がないとして24ページのとおり回答をしておりますので、ご報告申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。
それでは、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【議案第1号、朗読及び説明】
26ページになります。
1番については、先の報告第1号で解約の報告をした農地ですが、受け手があります●●さんの経営規模拡大により申請があったものであり、権利取得後は、前耕作者同様、牧草を作付けする計画です。
2番については、前経営者でありました●●さんが昨年12月にお亡くなりになり、農業経営は●●の●●さんが継承されましたが、農地につきましては会社員であります●●の●●さんが相続されました。この度、相続に伴う所有権移転登記が完了されたため、農業経営上の耕作権利を取得するにあたり、使用貸借を申請されたものです。権利取得後は、前経営者同様、牧草を作付けする計画です。
以上2件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
27ページから30ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

- 1 1 番 1 番、2 番について現地を確認してきましたので、報告します。
両申請地は、それぞれ、これまでも適正に作付されてきており、今後も今まで同様に牧草を作付ける計画であることから、周辺農地への影響はないものと認められます。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 質問意見がありませんので、議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。
日程第 9 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 主 査 【議案第 2 号、朗読及び説明】
3 2 ページになります。
1 番は牛舎の建築、2 番は倉庫の建築とそれぞれ農業用施設を建築する案件でございます。いずれの申請地の農地区分も農用区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。
また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。
北海道農業会議への意見聴取については、両件共に不要案件と考えます。
3 3 ページから 4 1 ページまで、それぞれの現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 1 6 番 1 番について現地を確認してきたので報告いたします。
本申請は、飼養頭数の増頭等から、既存牛舎が手狭なってきたため、新たに牛舎を建設する計画です。
申請地は、●●さんの宅地と隣接した農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。
- 1 5 番 2 番について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、●●さんが農業用倉庫を建築する 4 条案件であります。
申請地は、現在の宅地と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響

15 番 はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
日程第10 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第3号 所有権移転関係、朗読及び説明】
43ページから、所有権移転9件です。
1番から9番までいずれも、報告第4号でご報告申し上げました農業公社からの売渡に伴う所有権移転となっております。
続いて、55ページから利用権設定5件です。
【議案第3号 利用権設定関係、朗読及び説明】
期間満了による継続案件となっているものが、1番・5番となります。
また、2番と3番は、報告第1号でご説明したとおり、これまで利用権を設定していた●●さんが経営規模縮小により解約されたため、それぞれ地域の担い手に新たに利用権を設定する案件であります。
4番は、●●さんの経営規模縮小に伴い地域の担い手に新たに利用権を設定する案件です。
以上、所有権移転9件30筆、利用権設定5件12筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
所有権移転関係につきましては、46ページから54ページ、利用権設定関係につきましては、56ページから60ページにそれぞれの図面を添付しておりますのでご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
日程第11 議案第4号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【議案第4号、朗読及び説明】
62ページになります。

●●<農地所有適格法人>は、平成29年1月25日付けにて開催された第5期第19回総会において既に農地所有適格法人として報告済みであります。あっせん事業申込者に対しましては、これまで登録がなされていなかったため今回、申し込みを受けたものでございます。

なお、●●<農地所有適格法人>の経営形態に対する経営面積につきましても基準を満たしており問題ないことを申し添えます。

以上1件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
日程第12 議案第5号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第5号、朗読及び説明】
64ページになります。

以上、2件について、65ページ・66ページに図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。

日程第13 議案第6号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第6号、朗読及び説明】

68ページになります。

1番、2番とも公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。

1番は、申請者が相続により所有権を得る前から農地としては利用されていなく、40年以上前から宅地や庭木などの一部として使用されていたとのものであり、現地確認結果として申請内容どおり使用されており、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。

2番は、平成4年に北海道知事の許可によりゴルフ場開発のための附帯地として農地法第5条による許可を出している場所ですが、公簿地目に変更されておらず現在に至っているため申請があったものです。

現地確認結果としては、現在も転用時から引き続き使用されており転用許可も行っているため農地採草放牧地以外と確認しております。

以上、2件、69ページ・70ページに図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議ご決定下さいますようお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17 番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間経過している納屋や庭木等があり、今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

9 番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、ゴルフ場へ向かう道路の路肩の一部であり、先ほど事務局からの説明がありましたとおり、ゴルフ場ができてから同様の目的で使用されております。今後も、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。

議

長

以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、6月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。